

シティテラス戸田公園 自治会規約

第1章 総則

第1条（目的）

本会は、本区域の環境の整備、住民相互の親睦など、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

第2条（名称）

本会は、シティテラス戸田公園自治会とする。

第3条（区域）

本会の区域（以下、本区域と称する）は、埼玉県戸田市新曽南3丁目6番1「シティテラス戸田公園」（以下「本マンション」とする）とする。

第4条（事務所）

本会の事務所はシティテラス戸田公園内の管理事務室内に置く。

第5条（事業）

本会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 本区域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (3) 会員相互の連絡事項に関すること。
- (4) 会員の福利厚生に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

第6条（業務の委託等）

本会は、前条に定める事業の一部を、第3者等に委託し又は請け負わせて執行することができる。

第7条（専門的知識を有する者の活用）

本会は、第5条で定める事業に関し、各分野の専門的知識を有する者に対し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第8条（構成）

本会の会員は、本区域に住所を有する個人とする。

2. 前項に該当しない個人又は団体にあつては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

第9条（入会）

本区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、会長に届け出るものとする。また、賛助会員になろうとする者も、会長に届け出るものとする。

2. 本会は、前項の届け出があつた場合は、正当な事由がない限りこれを拒んではならない。
3. 本区域に入居した個人または団体に対しては、本会はこれらの者に本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

第10条（退会）

会員及び賛助会員（以下、会員等と称する）が退会しようとするときには、会長に届けなければならない。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - 1) 本区域に住所を有しなくなったとき。
 - 2) 死亡または失踪宣言を受けたとき。
 - 3) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

3. 賛助会員が会費を滞納したときは、直ちに退会したものとみなす。

なお、滞納した会費を納入すれば、いつでも賛助会員に戻ることができる。

4. 抛出金品の不返還

退会した会員がすでに納入した会費、その他抛出金品は、返還しない。

第11条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

なお、本マンション在外の区分所有者から申し出があつたときは、会員である占有者に代えて会費を納入することができる。

2. 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第12条（個人情報）

会員に関する個人情報は、取得方法、利用方法、提供及び管理について「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

第3章 役員

第13条（役員の種別）

この会に、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 1名以上
- ③ 会計 1名以上
- ④ 監事 1名以上
- ⑤ 役員（会長、副会長、会計を含む） 若干名

第14条（役員の選任）

役員及び監事は、会員の中から総会の決議を得て選任する。なお、会長、副会長及び会計は、役員との互選により選任する。

- 2. 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。
- 3. 役員を選出する方法は、立候補者がいる場合はその者を選出し、または別途作成された輪番表をもとに決定する。

第15条（役員の職務）

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3. 会計は、本会の会計業務を処理する。
- 4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ①本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - ②会長、副会長及びその他の役員の業務の執行状況を監査すること。
 - ③会計及び資産の状況又は業務執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - ④前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること。

5. 役員は、担当の業務を処理すること。

第16条（役員任期）

役員任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改選する。ただし、連続して2期（4年）を就任期間の限度として、再任を妨げない。なお現任役員は、新任役員が支障なく業務を遂行できるよう、次の期（3年目又は5年目）に限って各業務のアドバイザーとして在任し、新任役員による自治会業務を支援する。ただし、その業務執行の責任は新任役員が負う。アドバイザーの対象者は自治会が指定した者とし、支援に応じて別途報酬が支払われる。

2. 役員等に欠員が生じた場合、第14条1項の規定にかかわらず役員会で補充できるものとし、その役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第17条（活動費）

役員は、別に定めるところにより、活動費を受けることができる。

第18条（役員誠実義務）

役員は、法令、規約並びに総会及び役員会の決議に従い、会員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

2. 役員は、法令、規約、細則に違反している者及び総会の決議に違反している者など、役員としてふさわしくないと役員会で判断された時は、総会の決議を経て解任されることがあるものとする。

第4章 会議

第19条（会議の種類）

本会の会議の種類は、定期総会、臨時総会、役員会とする。

第20条（会議の構成）

総会は、全会員をもって構成する。

2. 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。役員会が必要と判断した場合は、会員及び会員以外の者も出席できるものとする。

第21条（会議の機能）

総会は、次の事項を議決する。

- ① 事業計画及び収支予算に関すること。
 - ② 事業報告及び収支決算に関すること。
 - ③ 規約の制定改廃に関すること。
 - ④ 役員及び監事の選任及び解任に関すること。
 - ⑤ その他、本会の運営にかかる重要事項に関すること。
2. 役員会は、次の事項を議決する。
- ① 総会で議決した事項の執行に関すること
 - ② 総会に付議すべき事項に関すること。
 - ③ 会員からの要望、提案に関すること。
 - ④ その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
3. 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で決議の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第22条（開催）

1. 通常総会は、毎年1回、毎事業年度の決算終了後2ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
3. 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第23条（招集）

総会及び役員会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から15日以内に役員会を招集しなければならない。
4. 総会及び役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに文書を持って通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときはこの限りではない。

第24条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第25条（定足数）

総会は、総会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。

役員会は、役員の現在数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第26条（議決）

総会の議事は、出席会員の過半数を持って決する。

2. 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第27条（会員の表決権）

会員は、総会において、会員の居住する住戸ごとに各々1個の表決権を有する。

なお、賛助会員は、表決上の票数に計数しない。

第28条（総会の表決委任）

止むを得ない理由のために総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって、他の会員を代理人として表決を委任できる。

第29条（議事録）

会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 会員又は役員等の現在数
- ③ 会議に出席した会員の数又は役員等の氏名（表決委任者を含む）
- ④ 議決事項
- ⑤ 議事の経過の概要及びその結果
- ⑥ 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第5章 資産及び会計

第30条（資産の構成）

本会の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる収入
- ⑤ その他の収入

第31条（資産の管理）

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第32条（経費の支弁）

本会の経費は、資産を持って支弁する。

第33条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算は、役員会において作成し、毎事業年度開始前に総会の議決により定める。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、事業年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第34条（事業報告及び収支決算）

本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、役員会において事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

第35条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする。第1期に遡って適用する。

第6章 規約の変更及び解散

第36条（規約の変更）

この規約は、総会において総会員の2分1以上の議決を得、かつ、戸田市長の認可を受けなければ変更することができない。

第37条（解散）

本会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の2分の1以上の同意を得なければならない。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会員の2分の1以上の同意を得て、「シティテラス戸田公園管理組合」に寄付するものとする。

第7章 雑則

第38条（書類及び備え付け帳簿）

本会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- ① 規約
- ② 認可に関する書類
- ③ 役員等に関する書類
- ④ 会員に関する書類
- ⑤ 会議（総会及び役員会）議事録
- ⑥ 会員名簿
- ⑦ 資産台帳
- ⑧ 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑨ 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- ⑩ 事業計画書及び収支予算書
- ⑪ その他必要な書類及び帳簿。

第39条（細則）

役員会は、この規約を実施するにあたって必要がある場合は、細則を定めることができる。

役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附則

第1条（規約の効力）

この規約は、設立総会で承認された日から効力を発する。

この改正規約は、2021年4月1日より施行する。ただし2020年度に遡って適用する。

第2条（自治会の成立）

本会は、市長の認可の日に成立したものとする。

第3条（経過措置）

本規約による正規の会長等が選任するまでの間は下記の通りとする。

- ① 会費については、正規の会長等役員が選出された後、速やかに自治会長名義で預金口座を開設し、本マンション管理組合より自治会成立の日から口座開設までに徴収済みの会費を無利息にて支払いを受けることとする。また、預金口座の通帳・印鑑は別に役員会が協議した方法にて保管するものとする。